

## 令和5年第3回板野町議会定例会会議録（第2日）

日 時 令和5年9月11日（月） 午前10時00分 開会

### 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
令和5年度 板野町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 報告第2号 令和4年度 板野町土地開発公社決算状況の報告について
- 日程第4 報告第3号 令和4年度決算に係る板野町健全化判断比率及び資金不足比率の  
審査の報告について
- 日程第5 議案第1号 板野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 板野町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 令和4年度 板野町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第4号 令和4年度 板野町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第5号 令和4年度 板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第10 議案第6号 令和4年度 板野町奨学金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第11 議案第7号 令和4年度 板野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第12 議案第8号 令和4年度 板野町介護保険（保険事業）特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第13 議案第9号 令和4年度 板野町介護保険（介護サービス事業）特別会計歳入歳出  
決算認定について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

### 出席議員（11名）

1番	三原大輔君	2番	根ヶ山昇君
3番	大西正一君	4番	水口昭彦君
5番	奥尾周二君	6番	東條昭二君

7番 松浦 昶君  
9番 西川 有君  
13番 犬伏 博昭君

8番 天羽 生美君  
11番 石田 実君

欠席議員（1名）

12番 吉岡 輝昭君

説明のために出席した者

町長	玉井 孝治君	副町長	東根 弘幸君
教育長	谷川 健二君	総務課長	高橋 三恵君
税務課長	三木 正文君	福祉保健課長	楠本 剛君
建設課長	毛登山 悦雄君	水道課長	松浦 賢治君
環境生活課長	末岡 稔久君	会計管理者兼出納室長	山本 敏彦君
人権コミュニティ課長	岡田 加代子君	下水道課長	晃鼻 政治君
子ども家庭総合支援センター長	吉本 洋時君	住民課長	山田 裕子君
教育委員会次長	井内 幸美君	産業課長	浅井 直美君

議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松長 徹君 議会事務局係長 村上 愛実君

午前10時00分 開会

○議長（犬伏博昭君） おはようございます。会議に先立ち、欠席などの届けが参っておりますので御報告申し上げます。12番吉岡輝昭議員・橋本代表監査委員が所用のため欠席をします。

ただいま、出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので9月1日に引き続き再開をします。直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第1、一般質問を行います。一般質問の通告順序を申し上げます。

1番三原大輔議員・11番石田 実議員・8番天羽生美議員、以上の3名でございます。通告順に質問を許します。1番三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） それでは、早速、一般質問を始めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。一つ目、「災害時における廃棄物の処理について」お聞きしたいと思います。

日本では、昨今、平成23年に発生した東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生し、

今後四国、徳島県においては、特に中央構造線による直下地震や南海トラフ巨大地震など、東日本大震災を大きく上回る激甚な被害をもたらす災害の発生が懸念されております。

また、近年、時間雨量50mmを超える非常に激しい雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化していく傾向にあり、広島市での土砂災害や茨城県常総市での水害など、大規模な土砂災害や水害を招く要因になっております。このような自然災害のたびに家屋などに被害が発生し、コンクリートガラや木屑・廃家電などの廃棄物が大量に発生しており、環境省では、このような非常災害により生じた廃棄物を「災害廃棄物」と定義しているそうです。これらの災害廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の死傷の防止の観点から、その適切な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理していかなければならないと、廃棄物の減量、その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に示されています。これら災害廃棄物の特徴も環境省が示していて、「1. 平時に家庭から排出される一般廃棄物や事業所等から排出される産業廃棄物と異なり、突発的・一時的に大量に発生する。」「2. 産業廃棄物と同様で、処理方法が多様となる例も少なくない。」「3. 法的区分では、一般廃棄物に区分され、その処理責任は一時的に市町村とされているものの、平時の廃棄物処理に係る実務知識だけでは適正に処理することが困難ということも想定される。」とされています。そのため、実際、災害があった場合には、その廃棄物の処理について、様々な問題が起こってきました。特に大きな問題となってきたのが、災害廃棄物の仮置場の問題です。

例えば、学校に隣接した場所を仮置場に選定したため、災害廃棄物に起因した生徒の健康被害や学習環境の悪化が問題視されたり、仮置場でハエ・蚊・ネズミが発生し、周辺の避難所での感染症などが懸念されたことから、殺虫剤・殺鼠剤や消石灰を散布するなどの対策が必要になったり、仮置場の面積不足のために高く積み上げられた災害廃棄物が圧密・腐敗・発酵により温度が上昇し、火災が発生したりしています。そのため、災害廃棄物の処理は迅速に行わなければなりません。

環境省も、災害廃棄物の処理は、生活環境の保全に非常に重要であり、その処理に当たっては、処理主体である市町村における災害廃棄物処理計画の策定等に基づいた迅速かつ適正な初動対応が重要としています。初動対応で、住民誘導が遅れると住民がどこにごみを出したらよいのかわからなくなり、あらゆる場所に災害ごみが積み上げられるおそれも出てきます。

そこで、質問しますが、まず1点目、板野町は「災害廃棄物処理計画」を策定していますか。策定しているならば、廃棄物が出たときの処理フローなどがあると思われませんが、重要とされる初動対応について具体的に盛り込まれておりますか。答弁よろしく申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 1番三原大輔議員さんの「災害時における廃棄物の処理について」の1点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

板野町では、今後、大規模な災害が発生した場合に備え、「板野町災害廃棄物処理計画」を平成30年2月に策定しております。災害発生後に、被害状況の把握や災害廃棄物などの発生量の推計などに努め、仮置場の設置や災害廃棄物の分別方法などが処理フローにうたわれております。

また、災害廃棄物の最終的な処分としまして、令和5年1月には、徳島県産業資源循環協会及びジェムカ株式会社と「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」を結んでおります。この協定は、災害廃棄物の撤去及び収集運搬・処分などの協力に関する協定となっており、被災後に迅速な行動ができる徳島県産業資源循環協会と、県外の会社であるジェムカ株式会社は、板野町への交通手段が複数あるため、広域災害発生後でも滞りなく災害廃棄物を処理できるような体制となっております。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 先ほどの答弁では、「災害廃棄物処理計画は、策定している。」ということと、「廃棄物ができたときの処理フローなどもしっかりある。」ということをお答え頂いたんですけど、具体的な初動の対応は、まず、災害が発生してどうするのかというのをもうちょっと具体的に教えてほしいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 1番三原大輔議員さんの再問に対して、答弁させていただきます。

まず、災害発生後の初動対応といたしましては、まず、災害発生後、建物被害棟数を把握し、それに併せまして水害などの把握。次に、災害廃棄物などの発生量の推計。次に、処理見込量の把握。それと、仮置場の設置。こういったところが初動対応の内容となるかと思われまます。

以上で、1番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 初動を重要視されているのではなかろうかと思うんですが、まず、今後もうちょっと具体的な内容を盛り込んでいただいたり、例えば、演習とかの中で、そういう初動の演習みたいなものをしていくと、実際に災害が起こったときに、すぐに動けるのではなかろうかと思っておりますので、そういうことも検討していただけたらなと思っております。

では、二つ目です。先ほども申しましたが、災害廃棄物の仮置場は、様々な諸問題が発生します。それら諸問題に対応できる場所や管理体制を想定していますか。具体的にどこに仮置場を置くのかなど教えていただけたら有り難いので、答弁よろしくお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 1 番三原大輔議員さんの「災害時における廃棄物の処理について」の 2 点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

現在、災害廃棄物の仮置場は、ソフトパーク・いたの第 1 区画を想定しております。臭気衛生対策や火災防止対策など仮置場の管理も災害廃棄物処理計画に策定しており、被災後も町民の皆様にごできるだけ不安を与えないよう、環境衛生を十分考慮しております。

また、令和 2 年度に徳島県及び徳島県産業資源循環協会と災害廃棄物処理の演習を行い、昨年度には阿波市・上板町と合同で災害廃棄物仮置場実施訓練を実施しており、災害時に対応できるよう準備を行っております。平成 30 年 2 月に策定しました「板野町災害廃棄物処理計画」につきましても、先ほど、答弁させていただきました災害廃棄物処理などの協力や、災害廃棄物に関する研修や実施訓練などで得た知識などを盛り込み、より実効性の高いものに適宜、計画の更新を行いたいと考えております。

以上で、1 番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1 番（三原大輔君）登壇]

○1 番（三原大輔君） 仮置場を想定した実施訓練などを適宜、行っているということで素晴らしいなと思います。訓練しながら計画の更新もしていくということで、とても心強いと思いますが、ちょっと一つ気になったんですけど、ソフトパーク・いたのって、教育センターの下の所だと思うんですけど、あれって運搬ルートが一本しかないと思うんですけど、それって運搬ルートがもし、崩れた場合とかでも、大丈夫なんでしょうか。ちょっとそこが気になったので、ちょっとそのあたりちょっとどう考えているのか教えていただけたらなと思います。

○議長（犬伏博昭君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 1 番三原大輔議員さんの再問に対して、答弁させていただきます。

ソフトパーク・いたのに通じるルートは 1 ルートしかございませんが、今のところ、その災害でそのルート自体が遮断されるということは想定しておりません。

現在、二車線の道でございますので、全部遮断されるということにはならないのかと考えております。もし、災害でルートが遮断された場合、まず、そこを第一に復旧して対応していきたいと考えております。以上で、1 番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1 番（三原大輔君）登壇]

○1 番（三原大輔君） ありがとうございます。答弁ありがとうございます。できたら、実施訓練の中にそういう想定も踏まえて訓練していただけたら、すごい心強いなと思いますので、今後、どうぞよろしくお願ひします。1 問目の最後の質問に移ります。

現在、中央広域環境センターでは、溶融炉での焼却方式でごみ処理を行っていますが、今後は、

トンネルコンポストでの燃料化方式に変わっていきます。溶融炉だと、災害廃棄物も焼却処理できるのではないかと考えますが、緊急時のために溶融炉を現存させておく必要はないのでしょうか。どうか考えの方を答弁していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 1番三原大輔議員さんの「災害時における廃棄物の処理について」の3点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

現在、中央広域環境センターは、2市2町の一部事務組合で運営しておりますが、令和7年8月以降は、吉野川市を除く1市2町での運営となります。施設運営に関しましては、一部事務組合のため、板野町としての回答は控えさせていただきたいと思っております。

現在、中央広域環境センターでは、災害発生時でも通常の燃やせるごみの処理をしなければならず、災害廃棄物に対応できません。議員さんも十分、御承知のとおり、現在の中央広域環境センターは、地元住民との協定により、稼働は20年となっておりますので、20年が経過した令和7年8月以降は、稼働することができません。

新ごみ処理施設につきましては、事業主体の中央広域環境施設組合が運営方法などの再検証を行っており、引き続き、「トンネルコンポストでの燃料化方式」で、これまでの計画どおり2025年8月の稼働を目指し進めております。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 答弁ありがとうございます。まず、板野町の意見だけでは、なかなか進まないのがよくわかります。ただ、こういう意見もあるということだけ知っていただけたら有り難いなと思います。答弁ありがとうございます。

続いて、次の質問に移りたいと思っております。二つ目、「小中学校の熱中症対策について」お聞きしたいと思います。気温が高くなるシーズンに注意したいのが熱中症です。しかも、今年の夏については、気象庁は6月から8月までの日本の平均気温がこれまでで最も高かった2010年を上回り、過去最高を更新する見込みであることを明らかにしました。7月に関しては、特に記録的な暑さが続き、この125年間で最も暑い7月になったそうです。

今回、板野中学校に在籍する子どもを持つ保護者から、熱中症対策についての訴えを聞きましたので、それを踏まえ、板野町の小中学校の熱中症対策について、いくつかお聞きしたいと思います。

まず、一つ目は、「小中学校の特別室のエアコン設置状況について」お尋ねします。各小中学校に問合せを行って直接、設置状況を確認したのですが、各小中学校エアコンが設置されている特別室の箇所がバラバラで、参考までに言うと、西小学校は、家庭科室にはエアコンが設置されているが、理科室にエアコンがありません。南小学校は、理科室にエアコンは設置しているが、家庭科室

にはないという西小学校とは逆パターンとのこと。東小学校については、理科室にも家庭科室にもエアコンが設置されていないとのことでした。各3小学校とも、理科室も家庭科室も使用頻度は、それなりに高いため、早く導入してほしいという意見がありました。

中学校は、理科室・技術室にエアコンが設置されておらず、学生の使用頻度は、理科室の方が高いが、技術室に至っては、技術教員は常に技術室で仕事をしているので、現状とても過酷な環境にあるとのこと。できれば、小中学校の特別室のエアコン設置を進めていってほしいと考える。

そこで、質問します。板野町の小中学校の特別室のエアコン設置については、各小中学校まちまちな状況。現状の気温を踏まえると早急に設置していかなければいけないのではないかと考えますが、今後、小中学校の特別室へのエアコンの増設は検討しているのでしょうか。町の考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 井内教育次長。

[教育委員会次長（井内幸美君）登壇]

○教育委員会次長（井内幸美君） 1番三原大輔議員さんの御質問の「小中学校の熱中症対策について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

板野町の「小中学校のエアコン設置について」ですが、普通教室については、全ての教室で設置が完了しております。特別教室についても、順次、使用頻度の高い教室からエアコンの設置を進めております。

昨年度は、板野中学校の少人数教室にエアコンを設置いたしました。今年度は、板野東小学校の講堂にエアコンを設置する予定にしており、災害時には、地域住民の方々の避難所としても利用いたします。エアコンを設置することで、授業中の集中力が高まり、夏場の熱中症対策や健康面での効果も期待できます。

今現在、各学校の特別教室で、東小学校では6教室中3教室。西小学校では6教室中4教室。南小学校では6教室中5教室。板野中学校では9教室中5教室に既に設置されております。エアコン導入には、熱中症対策の観点から、引き続き、計画的に特別教室を含む全教室に設置していきたいと考えております。以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 答弁ありがとうございました。随時、エアコンを設置していくということで、非常に心強い答弁だったと思います。計画的にということだったんですが、ちょっと一つ気になったので、ちょっとまた、再問させてもらいたいんですけど、なぜ、西小学校は理科室にあって、家庭科室にないとか、そういう各小学校でバラバラな状況だったりするんですかね。一気に理科室だけ全部増やすとかではなくて、何か意図があったのでしょうか。ちょっと気になったので、再問させてもらいたいと思います。

○議長（犬伏博昭君） 東根副町長。

[副町長（東根弘幸君）登壇]

○副町長（東根弘幸君） 1番三原議員の再問につきまして、答弁をさせていただけたらと思います。今、私の方で先ほど、計画的に進めていくということでございました。ただ、それにつきましても、私の方で勝手にするわけではございません。当然、学校の方から使用頻度の高い、これからやってくれるかということで、要望に基づいて設置をしているということでございます。よりまして、学校の方からの要望によってやっておりますので、私の方は、問題なく進めていっておるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 答弁ありがとうございます。学校の要望ということで、要望が各それぞれ違うのは、もちろん当然だと思います。質問したのは、ただ、教育環境に差異があったりしないのかなということがちょっと気になったので、質問させていただきました。エアコンの増設、どうぞよろしくお願いします。では、二つ目の質問に移ります。

次に、二つ目ですが、「小中学校に設置されている冷水機について」お聞きしたいと思います。熱中症予防として水分の補給が大事であることは、御存じの方も多いと思います。

現在、板野町の小中学校では、マイボトル、水筒を持参し、水分補給を行っています。医師などの専門家も、「熱中症の予防対策として、適切な水分補給は基本。」と意見していますとおり、十分な水分補給ができないと脱水症になってしまい、体の熱をうまく発散できなくなって体温が上昇し、熱中症へとつながります。

私は、中学3年生と1年生、そして、小学校6年生の子どもがおり、マイボトルを持参し、登校しています。3人とも、ボトル容量は500mlから750mlほどで、水か麦茶若しくはスポーツドリンクを入れていますが、板野中学校では、もちろん部活動も活発であり、多くの学生がスポーツ部に属しています。真剣に取り組んでいる学生ほど、よく練習し、その分、多くの汗をかいていることは間違いないでしょう。

昨今の夏の気温状況では750ml程度の水分量では足りない場面も多いそうで、そういうときにどうするかというと、学校に設置されてある直接飲むタイプの給水機の水をマイボトルに補充するそうです。スポーツ部に属している子どもは1,000mlや、それ以上のマイボトルを持参しているそうですが、それでも水分不足になりがちだと、その保護者らからの訴えも聞いています。

そこで、考えてほしいのですが、中学校には直接飲むタイプの冷水機しか置いておらず、なおかつ、新型コロナウイルス感染症予防のため、衛生上、余り推奨されないということで、冷水機に「直飲み注意」と注意書きがされています。実際に見てきて、冷水機に触れてみてわかったのですが、この仕組みだとマイボトルに水を補充しにくく、使い勝手も悪いし、あえて、そこから給水しようという気がなかなか起きません。自動販売機の設置に関しては、現場の教師によると、「学生同士の金銭トラブルが発生してしまうリスクも高いので難しい。」と聞きました。インターネットで調べてみ

ると、最近では、新型コロナウイルス感染症対策で、各学校の冷水機が直飲みタイプからボトル給水タイプへと、どんどん切り替わっているそうです。ボトル給水タイプだと、感染症を気にすることなく水分補充ができるようになります。

ちょっとここで、給水機のパネルを持ってきたので、ちょっと参考にしてください。

(パネルを表示する)

今、中学校にある給水機は、こういうボタンを押したら水が出て直接口を付けるタイプの給水機です。大分、古くなってきて、学生が古いのをカモフラージュするように、こういうのを作っているんだと思いますけど、ちょっと小っちゃく、ここに黄色で「直飲み注意」と、直飲みタイプなんですけど、「直飲み注意」と書いてあるという、ちょっと面白い状況になってるんですけど、これが今の現状です。今、ちょっとこれから、はやってきてて、どんどんと設置が進んでいるタイプのボトル給水型の冷水機がこういうタイプです。水筒とかマイボトル、水筒を置いてボタンを押すと、そこに冷水が補充されるという、こういうタイプがどんどん設置されていっているそうです。

(パネルを表示する)

ウォーターサーバーに近いんですけど、しっかりした冷水機になっております。

これらも踏まえて質問しますが、現在、板野町の小中学校では、新型コロナウイルス感染症の対策で、衛生面からも利用自体、推奨されない直飲みタイプの冷水機が設置されていますが、この機に今、はやりのボトル給水用冷水機の設置・導入を検討してみたいかかでしょうか。ボトル給水用冷水機に変えることで衛生面からも安全ですし、水分の補充も容易にできます。粉末タイプのスポーツドリンクも容易に作れるようになり、適切な熱中症対策になります。いかがでしょうか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 井内教育次長。

[教育委員会次長（井内幸美君）登壇]

○教育委員会次長（井内幸美君） 1番三原大輔議員さんの御質問の「小中学校の熱中症対策について」の2点目の御質問に答弁をさせていただきます。

小中学校での熱中症対策の一環として、各学校に冷水機を設置しております。保健衛生面から冷水機の使用法については、学校でも適切に指導を行っており、また、水質検査も学校薬剤師会に依頼し、安全管理に努め、衛生面でも安全に使用できるようにしております。

熱中症対策として、水分補給の重要性は認識しており、こまめな水分補給の注意喚起等、指導を行っております。また、児童生徒各自が水筒を持参し、水分補給をしております。冷水機からボトル給水用冷水機への変更については、購入経費や設置費用も必要となることから、各学校に設置しております冷水機を使用し、ボトル給水用冷水機への変更を検討することは考えておりませんが、設置されている冷水機が少ない学校については、冷水機の充実に向けて検討してまいります。

御家庭にも御負担をお掛けしますが、児童生徒の水分補給などの熱中症対策に御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 答弁ありがとうございます。私が考えていたのは、一度に全部交換するというのではなくて、例えば、中学校に一時的に導入するとか、そういうことをちょっと考えてみたらどうかということだったんですけど、経費のことも、それはもちろんあると思いますし、先ほどの答弁で、「少ない所からまた増やす。」とかというような答弁だったと思うんですけど、その少ない所をまた補充するのは、やっぱり同じように直飲みタイプのやつなんではないでしょうか。それとも、そこでちょっと増やそうかと思うところでボトル給水型を考えていただけるのでしょうか。そのあたり、ちょっと、もうちょっと突っ込んで聞きたいので、再答弁よろしくお願ひします。

○議長（犬伏博昭君） 谷川教育長。

[教育長（谷川健二君）登壇]

○教育長（谷川健二君） 1番三原大輔議員さんの再問について、答弁させていただきます。

先ほど、次長の方から冷水機が少ない学校につきましては、冷水機の充実に向けてという答弁をさせていただきます。コロナのまん延している時には、小中学校におきましては、いわゆる感染症予防のため、冷水機の使用等を控えている時期もございました。

しかしながら、今現在の冷水機につきましては、自動で、例えば、余り飲んでいない時間帯につきましては、自動で洗浄されたり、先ほど、答弁申しましたけども、薬剤師等に、あるいは、学校の養護教諭等が適切に巡回もして、安全面については確保しております。

また、児童生徒の方にも当然ですけれども、直飲みについては、しないように等の指導は、以前からも行っておりまして、これからも指導していきたいと思っておりますので、先ほど、申しましたように、冷水機の設置を増やしていくということで、そういう対応で検討してまいりたいと思っておりますので、御理解・御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

以上で、三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 冷水機を増やしてくれるのは、すごい有り難いと思います。僕が聞いたかったのは、増やしてくれる冷水機の中にボトル給水用の冷水機があればいいなという、そういう質問だったんですけど。また、聞きたいと思います。答弁ありがとうございました。

続いて、次の質問に移ります。「国民健康保険法第44条の制度利用について」お聞きしていきたいと思ひます。国民健康保険法の第44条とは、「市町村及び組合は、特別な理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定にある一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。1. 一部負担金を減額すること。2. 一部負担金の支払を免除すること。3. 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接

徴収することとし、その徴収を猶予すること。」とされており、60年以上前の昭和34年には、厚生省から各都道府県に対して、保険者である自治体に国民健康保険法第44条の周知徹底と、その適正な実施がされるよう技術的助言がされております。この法律は、平たく言うと、今まで安定した所得があった方が急な災害や事業の失敗・失業などにより著しく所得が低下した方に対して、医療費の徴収猶予と減免、その期間内の保険料の減免が受けられるという法律です。

しかし、この法律を採用するかどうかは、保険者である各自治体の判断に任せられており、住んでいる地域によっては、利用することができません。この制度が利用できない地域にお住まいの方で、医療費の支払に行き詰まり、非常に困難な生活に陥ってしまったというケースを私は知っています。どうして自治体によって法律で明記されている制度を利用できる地域と、そうでない地域があるのか不思議に感じ、徳島県内では、どの自治体がこの国民健康保険法第44条を制度化しているのか調べてみました。すると、徳島県内24自治体のうち、制度利用ができる自治体は、徳島市・鳴門市・阿南市・石井町・神山町・藍住町・上板町の7自治体であることがわかりました。人口規模の大きい自治体が入っており、徳島県民の半数以上がこの制度を利用できることになっていますが、我が町、板野町は入っておりません。3年前から新型コロナウイルス感染が全国的にパンデミックしたことで、倒産や失業した方がこれまで以上の割合を占める、この時期にこそ必要な制度だと感じましたが、なぜ、板野町は、現時点においても、この制度利用を行わないのか疑問を感じます。

そこで、質問していきたいと思います。まず、1点目、先ほども申しましたが、新型コロナ流行が始まって、失業や倒産が続く中、板野町では、国民健康保険法第44条の制度利用を行わないのは、なぜなのか理由をお聞かせください。答弁よろしく申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 1番三原大輔議員さんの質問事項3、「国民健康保険法第44条の制度利用について」の1点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

国民健康保険法第44条では、「特別な事由により一部負担金を支払うことが困難となった場合に、減額や免除をすることができること。」となっており、板野町におきましては、給付規定に記載はありますが、対象の基準が生活保護認定の基準と大きく差異がなく、具体的な要領の定めはない現状でございます。以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 今の答弁では、「国民健康保険法第44条の制度利用については、生活保護と差異はない。」という答弁だったと思うんですけど、ちょっとこれ言い換えたなら、「そういう方は、生活保護を制度利用してください。」というふうに聞こえるんですけど、ちょっとこれ、そういうふうに聞こえてしまったので、もう1回、再問したいんですけど、そうではないと思うんですけど、ちょっともう一度、答弁をお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 生活保護につきまして、そういうのを強制とか、そういう意図で申し上げたものではございません。ただ、厚生労働省の通知で、「収入の判定をするのに生活保護法に基づく基準を用いる。」となっているため、そういう言葉を使わせていただきました。特に生活が苦しいんだったら、生活保護に申請してくださいという、そういう意図ではございません。

以上で、三原議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） ありがとうございます。では、生活保護以外に次の質問につながるわけですが、板野町には、国民健康保険法第44条に代わる板野町独自の救済措置などというものはあるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 1番三原大輔議員さんの質問事項3、「国民健康保険法第44条の制度利用について」の2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

窓口負担につきましては、年齢や所得の状況に応じて、1か月当たりの負担限度額が定められており、限度額適用認定証があれば、それ以上の窓口負担はありません。

また、国保税に関しましては、所得額に応じて、軽減措置が設けられており、非自発的な退職を余儀なくされた方についても、前年度の所得額を3割相当額で算定する措置があり、コロナ感染症が2類相当であった時は、コロナにより収入が減となった方にも税の減免措置がありました。いずれも国の施策であり、町独自では18歳以下の方が対象の、はぐくみ医療につきまして、対象年齢の拡大、窓口負担分の助成を行っております。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 町独自の対策は、取っていないということだったので、3番目の質問に続くのですが、最後に質問します。徳島市・鳴門市・阿南市・石井町・神山町・藍住町・上板町の7自治体がこの制度利用は必要だと感じ、採用しています。板野町でも、この制度の利用を検討してみたいかがですか。答弁をお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 1番三原大輔議員さんの質問事項3、「国民健康保険法第44条の制度利用について」の3点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

国民健康保険の給付の増加は、県への納付金の増加、ひいては被保険者の皆様への負担増につながる可能性もございます。また、板野町の国保の現状といたしまして、県から示される標準の保険料率は県内で一番高い状況となっており、実際に納付いただく保険料率も、かなり上位な状況となっております。

町の国保の財政状況について、安定的に運用できているとはいえない現状であり、平成26年に他の議員さんからも御質問がありましたが、慎重に検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 慎重ですけど、慎重に検討してくださるということで答弁していただいたので、ありがとうございました。私は、一旦、生活保護世帯になってしまうと、そこから抜け出すのが難しいという方を多く見てきたので、そういった隙間ですけど、この制度を享受できる方は、やっぱり人数割合にしたら、すごい少ないかもしれないんですけど、やっぱり、その前段階で救済できる制度っていうのがいくつもあってもいいんじゃないかなと思いましたが、是非、検討してくれたらなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

最後にですが、私、昨日、道の駅「いたの」で行われていた「防災フェスタ」に参加してきましたが、多くの参加者があり、町民も防災意識を持たれていることを知ることができ、とても良かったです。若い世代の方も多く参加されており、防災への関心の高さが伺えました。

本日も、最初に防災関連の質問を行いました。今後、未曾有の大災害のリスクを抱えている地域の一員として、町民の声の代弁者として、引き続き、防災への提言を続けていきたいと考えております。今日は、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（犬伏博昭君） 以上で、1番三原大輔議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、小休します。

午前10時44分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前10時45分 再開

○議長（犬伏博昭君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 引き続き、一般質問を行います。11番石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。まず、「高齢者支援について」の1点目ではありますが、介護認定を受けた要介護1から5までの非課税世帯を対象におむつ支給をしてはどうか。と、こういう質問でございます。

「第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」というのがございます。この中で、アンケートの結果が報告をされております。23ページで、まず、「主な介護者の就労について」が書かれております。介護者の就労継続の意識を尋ねる項目で、アンケートに応じた62.9%が「問題を抱えながら、介護と仕事の両立に負担を感じている」としてあります。また、「仕事を続けていくのは、やや難しい」・「続けていくのは、難しい」が25.7%となっております。

また、現在の生活を継続していくため、主介護者が不安を感じる介護については、「入浴など」36.4%、「認知症への対応」が32.7%、「日中・夜間の排泄」28.2%と27.3%となっております。こうした介護に対する実態、財政的にも厳しい実態があります。もともと、介護保険は、家族介護から社会が支える介護へとということで始まりました。しかし、アンケート結果からわかるように、介護のため仕事に就けない、生活も厳しい状況が生まれていることは想像できません。そうしたことを少しでも改善しなくてはならないと、私は思っております。

そこで、一例ではありますが、おむつ支給について、一つ、各自治体のことを少し述べておきたいと思います。那智勝浦町では、市町村特別給付として紙おむつ給付支援が行われております。内容を紹介しますと、要介護1から要介護5までを対象とし、紙おむつ・尿とりパッドを支給する。支給金額は、購入費用の9割、上限を1か月5,000円として年4万2,000円としています。

また、同じく山形県庄内町では、介護保険市町村特別給付事業として、やはり、おむつ支給、高齢者外出支援が行われており、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の在宅の方となっております。こうした取組は各地でも行われております。是非、本町でも認定を受けた要介護1から5までの非課税世帯を対象におむつ支給をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。質問いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 11番石田 実議員さんの質問事項の「高齢者支援について」の1点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

介護保険に係る、おむつなど介護用品の支給につきましては、平成27年、厚生労働省通知により、原則として任意事業の対象外とされましたが、平成24年度に実施しており、かつ、介護保険事業計画に位置づけがされている市町村に限り、特例継続、経過措置的に国や県の負担率が大きい介護保険任意事業として実施がされてきましたが、それも来年3月が期限となっております。

国の方針からも、今後、おむつ等の支給を行う場合、保険料で100%徴収するか、町単独での事業となるため、実施は難しいと考えております。

以上で、11番石田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） しかし、これも今まで延長、延長で、市町村のおむつ給付のことで、厚労省も延長、延長で、きとるというふうに言うております。ですから、そういう意味では再度、延長があるというふうなことも聞いております。ですから、各市町村も、そのまま維持されるもの、というふうに私は認識をしております。

他の市町村は、先ほども言いましたが、介護保険制度も利用しながら、市町村特別給付として、おむつの支給があります。問題と思っているのは、介護保険で施設入所している人は、おむつの支給があります。しかし、在宅では支給されないという矛盾があります。この矛盾について再問したいと思いますが、どう思われますか。また、そのおむつ支給の検討も併せてしていただきたいと思うんですが、ちょっとそのことで再問しますので、答弁をお願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 11番石田 実議員さんの再問について、御答弁申し上げます。

介護保険の任意事業ですが、例外的にずっと継続していて、前々から行っていた場所に経過措置的に国の負担が40%、県の負担が20%の特別な事業として認められており、3年前に1回継続されて、次の継続はどうかは、まだ連絡を頂いてない状態でございますが、その際、行っていた、その事業を行っていた所だけがそれを認められるようになっているので、「うちがやりたいです。」と手を挙げたのでは、その事業には入れないことになっています。

あと、高齢福祉に係る介護用品のおむつ支給といたしましては、要介護4又は5の方で、本人・介護者ともに非課税であることを条件に、施設入所者でない場合に月額が5,000円、年間6万円、現在、板野町の方でも補助は行っております。

以上で、石田議員さんの再問の答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） はい。この次の「第9期介護保険事業計画」、この中にやはり、「計画及び高齢者福祉計画」、これにやっぱり策定する必要があるんだろうというふうにも思うんですが、是非、そういう所にも盛り込んでいただいて、市町村でやっぱり、もし、できないのであれば、市町村で、その対策を講じていただきたいというふうに思うんです。

先ほども、任意事業で行っているというのは、家族介護支援事業のことを言ったんだろうというふうに思うんですが、やはり、家族介護支援事業というのは非常にやっぱり厳しい。それで、介護保険を利用すれば、支給はされない。というふうな内容に家族介護支援事業は、なっております。ですから、これでは、やはり、そういった働く、いわゆる家族の中で、高齢者を抱えるというふうなことになりますと、先ほども約3割の方が仕事に就けない。なおかつ、おむつとかいうのは、やっぱり買えなくてはならないというふうなこともなっておりますので、是非、やはり、検討していただきたいというふうに思います。

最後になりますので、少しまた、ちょっとお話しさせていただくんですが、先ほども言いましたけど、おむつに関しては、非課税世帯にとっては負担が非常に大きいわけです。

愛媛県東予市は、市町村特別給付の対象を「要介護1から要介護5の認定を受けている人」、2番目に「在宅で介護を受けている人」、3番目に「紙おむつを必要としていること」、非常にわかりやすい内容となっております。また、この事業を実施した背景も書かれておりましたので、少し言いますと、「施設サービスでは、おむつは介護給付の対象であり、在宅では支給されないため、配慮が必要だというふうに考えた。」と、こういうふうに書かれております。私も当然だと思います。是非、検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に2点目の方に入ります。自動車運転免許を自主返納した65歳以上～75歳未満にタクシー券を支給してはどうか。と、こういう質問であります。75歳未満としたのは、既に75歳以上のほぼ全ての人に支給されているため、75歳未満というふうにしました。その自主返納とは、運転免許証が不要になった方や、加齢に伴う身体機能の低下などのため、運転に不安を感じるようになった高齢者ドライバーの方が自主的に運転免許証を返納するということになります。

徳島県警交通企画課のチラシによりますと、自主返納した場合は、運転経歴証明書の申請をし、交付されたら、それを提示することによって、様々な特典が受けられるというものです。詳しくは、徳島県のホームページを見てくださいますようお願いしております。やはり、運転免許証を返納した場合、役場に来るとか、買物に出掛けるなど移動するにも不便を感じます。

そこで、65歳以上から75歳未満で運転免許証を返納して、それを証明する運転経歴証明書を取得した人たちにタクシー券を支給してはどうか。と、こういう質問でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（犬伏博昭君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 11番石田 実議員さんの質問事項の「高齢者支援について」の2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

車に乗る機会が無くなった方や自動車の運転が不安になった方など、いろいろな事情で自動車運転免許を自主返納される方がおられると思いますが、年齢制限もないとのことですが、75歳以上の方には、敬老年金と一緒にタクシー券を配布させていただいており、75歳未満の方へのタクシー券の支給は、現時点では考えておりません。

以上で、11番石田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） 先ほども、お話ありましたが、なかなか検討もできないみたいなお話なんですけど、先ほども言ったように、機能低下があって、運転にやっぱり不安を感じるようになって

たドライバーが自主的に運転免許証を返納すれば、やはり、町としても何らかの優遇的な措置も考えても良いというふうに思います。身体機能の低下で、もし、事故となれば、本人にとっても、家族にとっても、ひいては、町にとっても損失になると思います。やはり、免許証を返納した場合には、優遇策としてタクシー券、支給してはどうか。と、こういうことで質問したわけではありますが、これは検討できないでしょうか。少し、答弁を求めたいと思います。

○議長（犬伏博昭君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 石田 実議員さんの再問に御答弁させていただきます。

現在、月間65歳から74歳までの方が徳島県で50人程度、免許を返上されているかのようにホームページの記載があるように思います。ただ、板野町におきまして、一人おられるのか、おられないのか、1年間通して板野町で、その方がおられるか、おられないか、現在わからない状態でございますので、そういった要望も御本人から等、受けるようなことがありましたら、検討もさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上で、石田 実議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） 確かに、おるのか、おらないのかというふうなことで、できないというふうなことではなしに、やっぱり制度として作っておくかどうかということが提案の趣旨であります。本人から申出があればやるというのであれば、それは、それでも一つの方法だろうと思います。やはり、広報を通じて、そういう人がおられる場合には申し出てください。こういうふうに言えばいいわけなので、制度として作っておくかどうか、というのが大切なところだと思います。やはり、運転免許証をやっぱり返納した場合には、「長い間、運転お疲れさん。」と言って、慰労をするということも大事ではないかというふうに思います。

それでは、次に移ります。次に、「指定ごみ袋について」の1点目。ごみ袋に持ち手を付けたらどうか。と、こういう質問であります。御承知のように、町の指定袋には持ち手がなく、生ごみ等を袋に詰めて両端を丸めて紐状で括る、あるいは、生ごみを詰めた袋をガムテープで貼り付けていくというのでは、ガムテープ自身のごみにもなりますし、これでは非現実的になってくるのではないかと思います。レジ袋のような縛り止めができ、両端の持ち手の部分で括れば、後で外れることはなく、完全に括れます。もう既に、隣町の上板町や藍住町では、レジ袋のように縛り止めがあり、持ち手が付けば安心して、ごみも出せます。

本町でも、レジ袋のように、ごみ袋に持ち手を付けていただきたいと思いますが、どうでしょうか。質問いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 11番石田 実議員さんの「指定ごみ袋について」の御質問に対して、答弁させていただきます。板野町では、平成9年度より指定ごみ袋制度を導入させていただいております。指定ごみ袋制度導入の目的としましては、ごみの分別を行うことにより、リサイクルの促進・ごみの減量やごみの散乱などによる生活環境への配慮、また、ごみ収集作業の安全性の確保でございます。御質問の「ごみ袋に持ち手を付けてはどうか。」につきましては、近隣の市や町でも持ち手付きのごみ袋が導入されており、ごみ出しや収集作業の利便性の観点から、今後、本町におきましても、ごみ袋の材質やサイズ・販売金額などを考慮しながら検討していきたいと思っております。以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ありがとうございます。検討していくということでございますので、よろしくお願いをいたします。付け加えておきますが、値段の関係というふうなことも先ほど、言われてたので、やっぱり、ごみ袋、値上げは絶対しないように、お願いをしておきますので、よろしくお願いをいたします。失礼しました。ありがとうございます。

○議長（犬伏博昭君） 以上で、11番石田 実議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間、休憩します。

午前11時03分 休憩（消毒作業）

~~~~~

午前11時13分 再開

○議長（犬伏博昭君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 引き続き、一般質問を行います。8番天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） それでは、私、天羽生美の一般質問をさせていただきます。町議会議員選挙が、この10月1日に行われることになっておりますが、私は、このたびの選挙には立候補いたしません。したがって、議会での質問は、今回は最後になります。

さて、質問に入りますが、板野町の「高齢者福祉計画」によりますと、「板野町の独居高齢者の世帯の割合は、板野郡内で一番高く11.5%になっている。」と書かれております。近くに子どもや兄弟がいれば、まだしも、近くに連絡の取れない、取れる親族のいない高齢者の方も増加してくるのではないかと心配をするわけです。福祉保健課にお聞きしましたところ、75歳以上の独居高齢者だけの世帯が板野町に116世帯あるとのことですが、中でも、心細いと思われるのが、近くに連絡する親族が全くいない世帯も少なくないのではないかと想像するわけです。

県内に連絡が取れる親族が全くいない75歳以上の独居高齢者の世帯は、板野町に何世帯ありますか。また、80歳以上の世帯ではどうでしょうか。まず、このことについて、質問いたしますの

で、御答弁をお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 8番天羽生美議員さんの質問事項の「板野町の高齢者世帯への配食サービスと高齢者世帯への見守り活動について」の1点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。75歳以上・80歳以上の方で、親族のいない世帯が何世帯あるかについては、正直申しまして、わかりません。ただ、先ほども質問事項の内容にありましたが、75歳以上の独居高齢者で、要援護者登録申請を頂いている方は116世帯と把握しています。

また、80歳以上の方は85世帯となっており、その世帯におかれましては、緊急時の家族連絡先を記載いただいております、全員どなたか連絡が取れるようになっています。

以上で、8番天羽議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） 御答弁、頂きましたが、単なる高齢化だけでなく、高齢者だけの世帯が増えてきており、高齢化世帯の孤独感・孤立感・不安感が社会の大きな問題の一つになってくるのではないかと思います。板野町では、65歳以上の高齢者だけの世帯に対しまして、配食サービスを実施しておりますが、この政策の目的を教えてください。

また、質問通告をしておりますが、何世帯へ配食サービスを実施しているかの答弁も、できましたら、お願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 8番天羽生美議員さんの質問事項、「板野町の高齢者世帯への配食サービスと高齢者世帯への見守り活動について」の2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。板野町では、在宅高齢者等福祉事業として、要援護高齢者及び一人暮らし高齢者等に対し、自立と生活の質の確保、また、その御家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的に、「食」の自立支援事業として配食サービス事業を実施しています。

65歳以上の単身世帯の方だけではなく、高齢者のみの世帯の方・障がいや傷病等の御事由により、食事の調理が困難な方も対象となっておりますので、栄養バランスのほか、対面での食事のお届けで見守り活動ともなっておりますので、是非、御利用をいただけましたらと思います。

なお、現在、御利用いただいている世帯の方は15～16世帯となっています。

以上で、8番天羽議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） 「配食サービス」という政策の目的は、高齢者が老衰や心身の障がいや、

また、傷病などの理由で食事の調理が困難であるのを和らげるために行われていると思いますが、配食サービスを通じての高齢者世帯への見守り活動というのは、事前の質問では、「配食サービスは、見守り活動ではない。」というお話でしたが、高齢者の見守り活動にもなっているということなので、私の次の質問は、この穂波園の配食サービスを穂波園との間に見守り活動の協定を結んでどうかという質問をしようと思ったのですが、見守り活動にもなっているということなので、ちょっと質問がおかしくなってきたのですが、これは見守り活動としても位置づけられているのでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 8番天羽生美議員さんの3点目の質問として、お答えさせていただけたらと思います。先ほどの2点目の質問で回答をさせていただきました「配食サービス」につきましては、穂波園を運営する社会福祉法人ルミエールで実施をさせていただいており、夕方4時くらいから、対面での配食となっており、見守りも兼ねております。

高齢者の見守りにつきましては、地域の民生委員さんも頻繁に御訪問もいただいております、また、消費生活相談所や徳島新聞社専売所様、とくしま生協様も御協力をいただき、高齢者見守りネットワークも構築しておりますので、配食サービスにより、見守り活動以外の協定は、現在、穂波園と行う予定とはなっておりません。

以上で、8番天羽議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） ただいまの質問に対する再問を行います。今、配食サービスが見守り活動の一環でもあるということですが、例えば、見守り活動の結果、いろいろ問題があった場合にどういう対応をされておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（犬伏博昭君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 天羽生美議員さんの再問に御答弁させていただきます。

4時ぐらいから配食を行いまして、実際にそこにおらずに事業所の方で探していただいたこともあります。そういう意味で見守り活動も兼ねておりますので、御理解いただけましたらと思います。

以上で、再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） これから、高齢化がどんどん進んできて、こういう問題が多数起こってくるようになると思いますので、難しい問題もありますが、町としても政策の研究をしていただいて、この分野の政策を発展させていただきたいと思います。

次に、「町道の草刈りについて」質問いたします。私は、西中富の希望ヶ丘団地の東側を通っている旧吉野川沿いの町道をよく利用するのですが、毎年のように盆過ぎや9月ともなれば草が生い茂って、車を走らせると、草で車の塗装が傷められるので、事実上、通行ができなくなり、迂回しなければならなくなります。このため、私は、町に毎年のように、この箇所の草刈りの要望をしています。毎年、要望が出てくると、草が生え茂ったらどういうことになるかについては、よくわかっているはずでございますので、要望を挙げなければ草刈りをしてもらえないということになり、要望がなくても早めに草刈りをしていただきたいわけですが、そういうことはできませんか、という質問でございます。御答弁をお願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 8番天羽生美議員さんの「町道の草刈りについて」の御質問に対して、御答弁をさせていただきます。御質問の「町道の草刈りについて」は、近年は、雑草が伸びるスピードが速くなっており、毎年、要望箇所が増えております。

本町では、基本的に道路の維持管理業務は、建設課の現場作業員とシルバー人材センター専属、産業課の現場作業員で、板野町内の町道等について要望がなくても通行の妨げになるような箇所については、順次、優先して除草作業を実施しております。

さらに、緊急を要する危険な箇所については、建設課課員及びシルバー人材センターへ依頼し、対応しておりますので、御理解賜りますよう、お願いいたします。

以上で、8番天羽生美議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） 私が言っているのは、危険なだけでなしに、草が生え茂って、この草のために、車を擦ったら塗装が傷みますのでね、みんな走らないようになる。

実質上、通行できないような状態なので、そういう箇所は町内に何箇所もあるわけではないと思いますので、建設課としても、よくチェックしていただいて、片側だけでも草刈りをしていただくと大分、通行がしやすくなりますので、そういうことも検討していただいて、今後、できるだけ、そういうことのないように早めの草刈りをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（犬伏博昭君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 8番天羽生美議員さんの再問に対する御答弁をさせていただきます。先ほども御答弁させていただきましたが、本町の町道については、山間部の大規模農道・あせび公園の観光道路等もあり、草刈りだけでなく、雑木の伐採・水路のしゅんせつ等について、通年で維持管理作業の業務があり、草刈りの要望については、年々要望が増えている状況であります。

夏場の雑草の発出場所については、要望を頂いてから、お時間を頂く場合もございますが、住民

の方より頂いた要望箇所については、現地確認をして早急な対応が必要な箇所については、できる限り対応ができていますと考えております。

以上で、8番天羽生美議員さんの再問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） 自分の課の都合ばかり言わなくてね、もうちょっと住民の立場に立って実施してもらいたいと思います。私が要望するような状態は、既に草が生い茂って通れなくなる寸前になります。もう少し早くしていただいたら、そういうことはないのですね、そういう点で頑張って努力していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（犬伏博昭君） 以上で、8番天羽生美議員の一般質問は終了いたしました。

これで、一般質問通告者の質問は終了いたしました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。お諮りします。

この際、会議の都合により会期日程を変更し、本日の日程11日、一般質問を日程11日、一般質問・議案審議に、更に、日程12日、一般質問・議案審議を日程12日、議案審議に変更をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期日程を変更し、本日の日程11日、一般質問を日程11日、一般質問・議案審議に、日程12日、一般質問・議案審議を日程12日、議案審議に変更することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） ここで、日程変更に伴います議事日程表を配付しますので、少々お待ちください。

（事務局、議事日程表を配付する）

○議長（犬伏博昭君） ただいまから、議案審議を行います。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第2、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度板野町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 報告第1号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決

処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和5年9月1日提出でございます。

2ページをお願いします。専決第6号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年度板野町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度板野町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億32万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年7月25日専決でございます。

8ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

10款地方交付税、1項1目同じで、一般財源分として450万円でございます。

次の9ページをお願いいたします。次に、歳出について説明をさせていただきます。

3款民生費、3項児童福祉費、4目保育園費及び5目の児童館費では、共にエアコン購入のため、17節備品購入費で、それぞれ増額補正をお願いしております。

10ページをお願いします。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金では、野球部ほか総合体育大会での四国大会・全国大会への出場派遣負担金として211万2,000円でございます。

次の11ページでは、9款同じく、6項保健体育費、1目保健体育総務費、18節負担金補助及び交付金で、柔道教室ほか2チームによります、県外大会への出場助成金として142万5,000円、2目体育施設費、17節備品購入費では、体育センター冷水機購入のため14万2,000円でございます。以上、歳入歳出ともに450万円を増額補正し、補正後の歳入歳出の総額を60億32万円をお願いするものでございます。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第1号を採決します。

お諮りします。報告第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第3、報告第2号、令和4年度板野町土地開発公社決算状況の報告についてを議題とします。説明を求めます。毛登山建設課長。

[建設課長(毛登山 悦雄君)登壇]

○建設課長(毛登山 悦雄君) 報告第2号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第2号、令和4年度板野町土地開発公社決算状況の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項及び第3項の規定により、板野町土地開発公社より令和4年度板野町土地開発公社決算に関する下記書類の提出が別添のとおりあったので、同法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告します。

令和5年9月1日提出でございます。

2ページをお願いいたします。

令和4年度の板野町土地開発公社の実績につきましては、公有地として保有している土地の増減及び開発公社の事業としての動きもございませんでした。

損益計算書では、普通預金と定期預金の利息のみで、64円の収益を計上し、次期繰越利益金として処分をしております。

なお、貸借対照表の総資産額は4億583万2,367円で、これより負債総額と資本金及び損失を差し引いた額は1億3,958万2,367円となっており、これを資本準備金として計上しました。以上のような結果ではありますが、今後におきましても、板野ハイウェイパークの事業推進につき板野町と調整を図りながら、板野町財務会計の効率的運用や総合的活用と、公社財務の健全化に努めてまいります。という報告を令和5年5月30日付けで頂いております。

3ページ以下の令和4年度決算損益計算書・財産目録・貸借対照表及び土地開発公社長期借入金明細書については、お目通しをお願いいたします。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(犬伏博昭君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから報告第2号を採決します。

お諮りします。報告第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、報告第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第4、報告第3号、令和4年度決算に係る板野町健全化判断比率及び資金不足比率の審査の報告についてを議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 報告第3号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第3号、令和4年度決算に係る板野町健全化判断比率及び資金不足比率の審査の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、板野町監査委員より令和4年度決算に係る板野町健全化判断比率及び資金不足比率の審査が別添のとおりあったので、同条の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

令和5年9月1日提出でございます。

6ページをお願いします。まずは、健全化判断比率の審査報告でございます。

報告書は、現況表と意見書で構成がされております。ここでは、意見書の中で四つの指標がございますので、指標を基に説明をさせていただきます。

実質赤字比率・連結実質赤字比率ともに0%となりました。実質公債費比率は4.3%で昨年度比で0.5ポイント下回り、少し改善がされております。将来負担比率についても、マイナスとなり、四つの指標とも良好な結果となりました。

また、監査委員さんからの意見書では、特に是正改善を要する指摘事項はございませんでした。あわせて総括意見として、本町の財政は実質公債費比率について10年連続で減少をしており、今後も、財政状況を十分に勘案し、検討を行うなど慎重な状況をお願いしたいとのこととございました。15ページをお願いします。

次に、令和4年度板野町公営企業会計決算に係る資金不足比率の審査の報告について、でございます。本町では、水道事業会計と公共下水道事業会計の2会計が対象で、審査の意見書に基づき、説明をさせていただきます。水道事業会計・公共下水道事業会計ともに実質的資金不足比率は0%で、良好な状況でございます。

監査委員さんからの意見といたしましては、特に問題となる比率はありませんが、水道事業においては、利用料の収納率の改善及び滞納利用料の早期回収、また、下水道事業については36%台に留まっている接続率の向上には、なお一層の取組をお願いしたい。特に公共下水道事業については、令和5年4月1日付けで公営企業会計に移行したことにより、今後、独立採算に向けた取組をお願いしたいとの総括意見を頂いております。

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第3号を採決します。

お諮りします。報告第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第5、議案第1号、板野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。

山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第1号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

議案第1号、板野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

板野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を次のとおり改正する。

令和5年9月1日提出でございます。

条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

令和5年4月に「こども家庭庁」が設置されたことにより、関連法案の改正・主務大臣等の変更などに伴う条ズレ等の改正、また、昨年12月の民法の子どもの懲戒権に関する規定の見直し、更に児童の施設等に関する安全基準等の改正により、関連する条例について、一括して一部改正を行うものです。以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第6、議案第2号、板野町手数料条例の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第2号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

議案第2号、板野町手数料条例の一部改正について。

板野町手数料条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年9月1日提出でございます。

条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本条例改正につきましては、コンビニエンスストアでの証明書交付に際しまして、令和5年5月に公的個人認証法が改正されたことに伴い、マイナンバーカードと同様に電子証明書が搭載されたスマートフォンでも交付が可能となるため、コンビニ交付を利用した際の証明発行手数料を役場窓口よりも50円低く設定している手数料条例について、一部改正を行うものです。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） ここで、休憩とします。再開は、午後1時といたします。

午前11時49分 休憩

~~~~~

午後 0時58分 再開

○議長（犬伏博昭君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第7、議案第3号、令和4年度板野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。山本会計管理者兼出納室長。

[会計管理者兼出納室長（山本敏彦君）登壇]

○会計管理者兼出納室長（山本敏彦君） ただいま、議案第3号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

別冊の令和4年度板野町一般会計特別会計決算書の1ページをお願いいたします。

議案第3号、令和4年度板野町一般会計歳入歳出決算認定について。

板野町一般会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見を附し、地方自治法第23条第3項の規定により議会の認定を求めます。

令和5年9月1日提出でございます。

次のページの報告書・審査意見書につきましては、お目通しをお願いいたします。

18ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書の歳入より、御説明を申し上げます。

1款町税、予算現額15億7,005万6,000円に対しまして、調定額16億7,207万555円、収入済額は16億2,007万4,167円、対前年増減率は2.02%の増、不納欠損額として614万442円を処分させていただき、差引き、収入未済額は4,585万5,946円、収納率は97.26%でございます。1項町民税の収入済額は7億1,043万7,484円、対前年増減率は1.36%の増、不納欠損額として、個人・法人、合わせて36名、117件で132万542円の処分をさせていただき、収入未済額は1,139万3,165円、収納率は98.42%で、1目個人町民税、1節現年課税分の収納率は98.82%でございます。2項固定資産税の収入済額は7億3,661万7,998円、対前年増減率1.99%の増、不納欠損額として71名、333件で418万2,800円の処分をさせていただき、収入未済額は3,102万7,381円、収納率95.98%で、1目固定資産税、1節現年課税分の収納率は99.00%でございます。3項軽自動車税の収入済額は5,710万9,400円、対前年増減率2.36%の増、不納欠損額として50名、88件で63万7,100円の処分をさせていただき、収入未済額は343万5,400円、収納率94.38%で、2目種別割、1節現年課税分の収納率は98.63%でございます。22ページをお願いします。

7款地方消費税交付金、1項1目同じでございます。予算現額2億9,803万7,000円に対し、調定額・収入済額とも同額でございます。備考欄、社会保障財源分1億6,804万2,000円の充当状況につきましては、決算書173ページに掲載をしておりますので、後ほど、お目通しをお願いいたします。

10款地方交付税、1項1目同じでございます。予算現額19億5,076万6,000円に対し、調定額は21億4,460万9,000円、調定額どおりの収入で、対前年増減率は0.58%の増でございます。次のページをお願いします。

12款分担金及び負担金では、予算現額8,979万4,000円に対し、調定額8,810万8,113円、調定額どおりの収入でございます。1項負担金、2目民生費負担金では、1節の老人福祉費負担金で、板野町養護老人ホーム入所者に係る措置費といたしまして、老人福祉施設費市

町村負担金が主な収入でございます。

13款使用料及び手数料では、予算現額1億3,406万2,000円に対し、調定額2億7,053万6,433円で、収入済額は1億4,607万5,419円、不納欠損額として282万2,390円を処分させていただき、収入未済額は1億2,163万8,624円でございます。1項使用料、次のページをお願いします。3目商工使用料では、あせび温泉使用料が4,859万2,250円の収入で、前年度より約1,000万円の増となり、入場者数も延べ11万7,805人と前年度に比べ、およそ2万人の増となっております。4目土木使用料では、町営住宅使用料として、収入済額7,496万4,800円、不納欠損額として契約者7名の死亡により282万2,390円の処分をさせていただき、収入未済額は1億2,163万8,624円となっております。なお、現年度分の収納率は90.46%、過年度分は約1,300万円の収納となり、前年度より840万円以上の増額となっております。次のページをお願いします。

14款国庫支出金では、予算現額10億1,533万2,000円に対し、調定額9億6,467万8,134円、収入済額は9億5,579万4,474円で、収入未済額につきましては、次年度への繰越額でございます。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、1節障害者福祉費負担金及び2節児童手当負担金が主な収入でございます。2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金では、新型コロナワクチン接種事業費に係る負担金でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、1節の総務管理費補助金で、新型コロナ地方創生臨時交付金が主な収入となっております。次のページをお願いします。2目民生費国庫補助金では、5節住民税非課税世帯等臨時特別給付費補助金及び6節子育て世帯生活支援特別給付費補助金がコロナ禍の影響で苦しむ低所得者世帯及び子育て世帯に対する給付事業補助金として主な収入となっております。3目衛生費国庫補助金では、1節保健衛生費補助金で、新型コロナワクチン接種事業に係る補助金でございます。次のページをお願いします。

15款県支出金では、予算現額4億4,177万1,000円に対し、調定額4億1,676万9,861円、収入済額は4億1,635万4,861円で、収入未済額につきましては、次年度繰越額でございます。1項県負担金、1目民生費県負担金では、1節の障害者福祉費負担金が主な収入でございます。次のページをお願いします。2項県補助金、2目民生費県補助金では、1節社会福祉費補助金で、隣保館運営費に係る補助金が、3節障害者福祉費補助金で、重度心身障害者等医療費助成事業補助金が、次のページをお願いします。5節の医療福祉費補助金で、子どもはぐくみ医療助成事業補助金がそれぞれ主な収入となっております。次のページをお願いします。3項県委託金、1目総務費委託金では、1節の徴税费委託金で、個人県民税徴収事務に係る県の委託金が主な収入でございます。次のページをお願いします。

16款財産収入、予算現額889万8,000円に対し、調定額1,070万9,009円、調定額どおりの収入でございます。1項財産運用収入、1目財産貸付収入では、1節土地建物貸付収入で、株式会社マルナカなどへの土地貸付料が主な収入となっております。2項財産売払収入、1

目不動産売払収入では、前年度、ビジネスホテル用地などの売却があったため、前年度から約9,000万円、率にして97%もの減となっております。令和4年度では、1節土地売払収入で、町道払下げ1件による収入となっております。次のページをお願いします。

17款寄附金、1項同じでございます。予算現額4,546万2,000円に対し、調定額5,170万8,000円、調定額どおりの収入となっております。1目一般寄附金では1件で100万円の御寄附を、2目指定寄附金、1節総務寄附金では、ふるさと納税寄附金といたしまして1,873件で3,740万8,000円、また、企業版ふるさと納税寄附金といたしまして3社様より計1,200万円の御寄附を、2節教育寄附金では、幼稚園遊具整備費用にと1件で130万円の御寄附をそれぞれ頂いております。

18款繰入金、予算現額5億3,342万9,000円に対し、調定額1億7,489万7,400円、収入済額1億7,089万7,400円で、収入未済額につきましては、次年度繰越額でございます。1項特別会計繰入金、1目同じでは、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金が主なものでございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、平成18年度に故・井上作蔵氏から頂き、積み立てておりました寄附金を3幼稚園のAED購入の財源として、2目減債基金繰入金では、町債繰上償還に対する財源として、3目高齢者保健福祉基金繰入金では、主に高齢者のタクシー料金助成事業の財源として、4目ふるさと応援基金繰入金では、ふるさと納税促進事業・板野町出産祝金交付事業及び奨学金貸与事業の財源として、次のページをお願いします。5目あせび温泉やすらぎの郷改築基金繰入金では、温泉施設修繕費用の財源として、それぞれ繰り入れたものでございます。

19款繰越金、1項1目同じでございます。予算現額3億794万1,000円に対し、調定額3億794万1,811円、調定額どおりの収入で、前年度からの繰越金でございます。

20款諸収入、予算現額9,460万1,000円に対し、調定額1億1,593万5,378円、収入済額1億1,590万1,128円で、収入未済額は3万4,250円となっております。1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金では、滞納町税に係る延滞金を収納したものでございます。3項収益事業収入、1目競艇事業収入では、競艇共催事業収益の増及び松茂町ほか2町競艇事業組合からの分配率の引上げにより、前年度に比べ114.29%、金額にして496万円の増となっております。4項雑入、2目雑入では、次のページをお願いします。1節総務費雑入としまして、備考欄の下から二つ目でございますが、昨年6月に発生しました町営住宅火災に係る共済金と5節商工費雑入で、道の駅、地域振興施設の使用料として、株式会社「四電工」より約1,800万円、同じく、電気の使用料として、株式会社「阿波食」より約1,150万円が、次のページをお願いします。8節教育費雑入では、幼稚園・小中学校及び給食センター職員等に係る給食分担金、計1,390万円余りが主な収入となっております。

なお、物価高騰の影響を受けた子育て世帯の経済的な負担軽減策として、昨年10月から3月までの半年間、児童・生徒の給食費を免除したため、前年度より約1,000万円の減額となっております。

ります。収入未済額の3万4,250円は、給食分担金に係る未納額で、内訳といたしましては、小学校3件でございます。

21款町債、1項同じでございます。予算現額1億1,100万1,000円に対し、調定額1億1,070万1,000円、収入済額8,270万1,000円で、収入未済額につきましては、次年度繰越額でございます。1目民生債では、老人憩の家耐震事業債としまして、下庄及び西中富老人憩の家の耐震改修事業に、2目土木債では、社会資本整備総合交付金事業債として、橋梁の修繕事業に、4目教育債では、1節社会教育施設整備事業債としまして、文化の館空調設備の更新事業にそれぞれ充当をするため、町債を発行し、資金の調達を行いました。

なお、3目臨時財政対策債では、発行可能額の減に伴い、前年度より約1億6,000万円余りの減額となっております。

以上、歳入合計といたしまして、当初予算で55億5,600万円を計上しておりましたが、補正で9億3,605万7,000円の増額をお認めいただき、前年度からの繰越額2億6,035万9,000円を加えさせていただき、予算現額67億5,241万6,000円に対しまして、調定額は67億7,903万5,694円、収入済額は65億6,124万5,382円、不納欠損額として896万2,832円を処分させていただき、収入未済額は2億882万7,480円となっております。

以上で、歳入の説明とさせていただきます。

次のページをお願いします。続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

1款議会費、1項1目同じでございます。予算現額7,360万6,000円に対し、支出済額7,253万6,768円、差引き、不用額は106万9,232円でございます。主なものといたしまして、1節報酬と2節から4節による職員人件費が主なものでございます。13節使用料及び賃借料では、物品借上料といたしまして70万円を支出しておりますが、昨年8月5日の故・広田勝己議員、合同葬に係る経費であり、想定外かつ急を要する支出でありましたため、13款予備費より充当をさせていただきました。次のページをお願いします。

2款総務費、予算現額7億9,948万6,000円に対し、支出済額は7億3,962万7,148円で、繰越明許費繰越額519万8,000円を差し引きまして、不用額は5,466万852円となっております。1項総務管理費につきましては、1目一般管理費で、特別職及び一般職に係る人件費が主な支出となっております。

60ページをお願いします。

6目企画費では、18節負担金補助及び交付金で、石井町及び神山町と共同で整備を進めております、広域火葬場の基本計画策定に係る負担金が臨時的な支出となっております。

なお、13節使用料及び賃借料の電算システム使賃料ですが、ふるさと納税寄附金の取扱件数増加により予算に不足が生じたため、同一目の11節役務費より20万円の流用をさせていただきました。7目地方創生費では、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に係る対策事業といたしまして、12節委託料で、前年度からの繰越事業であります地方創生特別プレミアム付商品券、また、子育て世

代や高齢者・低所得世帯の生活支援のための各商品券の発行運營業務に係る委託料が、17節備品購入費で、来庁者の体温測定用カメラ及び公金収納時の感染リスク軽減を図るセルフ納付機やセミセルフレジの購入代が、18節負担金補助及び交付金で、物価高騰の影響を受けた農業者を支援するための給付金がそれぞれ主な支出となっております。2項徴税费につきましても、次のページをお願いいたします。1目税務総務費、12節委託料で、固定資産評価替業務委託料としまして、令和6年度、固定資産評価替えに伴う航空写真撮影や標準宅地の不動産鑑定業務に係る委託料が臨時的な支出となっております。次のページをお願いします。3項戸籍住民基本台帳費、1目同じでは、11節役務費で、マイナンバーカードを使用した戸籍謄抄本及び住民票などのコンビニ交付の件数増加に伴い、事務手数料に、また、19節扶助費で、死亡届の件数増加に伴い、お悔やみにそれぞれ予算の不足が見込まれたため、同一目10節需用費より合わせて13万円の流用をさせていただきました。4項選挙費につきましても、次のページをお願いします。3目徳島県知事選挙・徳島県議会議員一般選挙費で、本年4月9日に執行されました同選挙の期日前投票に係る3月31日までの事務経費が、4目参議院議員通常選挙費では、次のページにかけまして、昨年7月10日に執行されました同選挙の投・開票事務に係る経費が主な支出となっております。

68ページが一番下段となりますが、3款の民生費でございます。予算現額21億2,078万円に対し、支出済額は19億7,758万1,265円で、繰越明許費繰越額2,549万5,000円を差し引きまして、不用額は1億1,770万3,735円となっております。1項社会福祉費では、76ページをお願いします。5目障害者福祉費で、19節扶助費の備考欄下から三つ目、障害福祉サービス費及び障害児給付費が主な支出となっております。次のページをお願いします。6目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費は、18節の負担金補助及び交付金で、コロナ禍の影響で困窮しておられる低所得世帯1,102世帯に対し、1世帯当たり10万円、また、電気・ガス・食料品等価格高騰の影響で困窮しておられる低所得世帯1,693世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付したのが主なものでございます。2項老人福祉費、1目老人福祉総務費では、次のページをお願いします。19節扶助費で75歳以上の方への敬老年金と高齢者タクシー利用助成金の支出が主なものでございます。2目老人福祉施設費では、養護老人ホームの職員等人件費と、次のページをお願いします。19節扶助費で、入所者の生活費が主な支出となっております。令和5年3月末現在の養護老人ホーム入所者数は26名、うち、板野町出身者は9名、入所者の平均年齢は79.7歳となっております。3目老人憩の家管理費、12節委託料では、備考欄の下から二つ目で、犬伏憩の家の耐震診断調査と、その下、下庄及び西中富憩の家の耐震改修工事の設計委託料が、14節工事請負費では、下庄及び西中富憩の家の耐震改修工事に係る前払金がそれぞれ主な支出でございます。3項児童福祉費は、次のページをお願いします。1目児童福祉総務費では、18節負担金補助及び交付金で、備考欄の三つ目から五つ目にかけまして、私立保育園ほか保育施設等への委託児童負担金と、下から二つ目では、子育て支援策といたしまして、町独自の板野町出産祝金及び国の事業としての出産・子育て応援給付金が主な支出となっております。次のページをお願いします。2目児童手当費では、19節扶助費の児童手当が主なもので、支給対象児童数は1,2

89人でございます。4目保育園費では、職員及び保育士等の人件費と、次のページをお願いいたします。10節需用費の給食賄材料代が主なもので、12節委託料では、備考欄の下から4行目ですが、保育園保育棟の耐震診断調査委託料が臨時的な支出となっております。次のページをお願いいたします。5目児童館費では、12節委託料で、指定管理者である板野町社会福祉協議会に対する管理運営業務委託料が主な支出でございます。令和4年度の利用状況は、3館で延べ5万9,014人ございました。6目子ども家庭総合支援センター費につきましては、令和4年4月の支援センター開設に伴い、新設した科目で、職員人件費が主な支出となっております。次のページをお願いいたします。7目子育て世帯生活支援特別給付金給付費では、18節負担金補助及び交付金の給付金が主な支出でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援する取組の一つとしまして、住民税非課税世帯の子ども140名に対し、1人当たり5万円を支給したものでございます。次のページをお願いいたします。

4款衛生費、予算現額6億3,804万1,000円に対し、支出済額は5億3,989万8,724円で、繰越明許費繰越額1,663万8,000円を差し引きまして、不用額は8,150万4,276円となっております。1項保健衛生費、2目予防費では、次のページをお願いいたします。12節の委託料で、予防接種委託料としまして、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る医療機関への接種業務委託料が主な支出でございます。

102ページをお願いいたします。

2項清掃費、2目塵芥処理費では、12節委託料で、ごみ収集運搬業務の委託料と18節負担金補助及び交付金で、中央広域環境施設組合への負担金がそれぞれ主な支出でございます。

106ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、予算現額7,557万4,000円に対し、支出済額7,120万5,363円、差引き、不用額は436万8,637円でございます。1項農業費では110ページをお願いいたします。4目農地費、18節負担金補助及び交付金で、備考欄、四つ目の水利組合が行う水路の維持管理事業に対する町の負担金と、二つ下の多面的機能支払交付金が主な支出となっております。2項林業費、1目林業振興費では、12節委託料で、有害鳥獣駆除委託料及び林地台帳システムの導入委託料が主なものでございます。令和4年度の有害鳥獣捕獲数は280頭で、うち、イノシシは245頭となっております。

ページの一番下となりますが、6款の商工費でございます。予算現額1億3,440万4,000円に対し、支出済額は1億2,762万8,603円、不用額は677万5,397円でございます。114ページをお願いいたします。

2項観光費、2目観光温泉施設費では、あせび温泉で勤務する会計年度任用職員の人件費と10節需用費の電気使用料や、次のページをお願いいたします。同じく需用費で、庁舎用燃料代などの施設運営に係る光熱水費及び施設等の修繕費用が主な支出となっております。3目道の駅管理費では、次のページをお願いいたします。10節需用費の電気使用料及び18節負担金補助及び交付金で、移動

式水素ステーションの運営負担金が主な支出となっております。

なお、令和4年度の入場者数は、延べ39万4,102人、売上高は6億9,907万円となっております。

7款土木費、予算現額2億3,677万9,000円に対し、支出済額2億20万8,399円、繰越明許費繰越額166万4,000円を差し引きまして、不用額は3,490万6,601円となっております。1項土木管理費、1目土木総務費では、次のページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金で、木造住宅耐震改修工事等に対する補助金が主な支出となっております。2項道路橋梁費は、次のページをお願いします。3目道路新設改良費で、14節工事請負費、町単独土木事業22件に係る道路工事費と、次のページをお願いします。4目社会資本総合整備費で、12節委託料の橋梁定期点検委託料及び14節工事請負費の橋梁修繕工事費が主な支出となっております。4項住宅費、1目住宅管理費では、町営住宅の維持管理に係る経費のほか10節需用費の施設等修繕料で、昨年6月の火災により被災をしました部屋の修繕料としまして約1,000万円及び11節役務費の手数料で、火災で生じた廃棄物の処理に係る手数料として約130万円がそれぞれ臨時的な支出となっております。次のページをお願いします。

8款消防費、1項同じでございます。予算現額2億2,112万9,000円に対し、支出済額は2億1,665万7,709円、不用額は447万1,291円となっております。1目広域事務消防組合負担金では、板野西部消防組合への分担金でございます。次のページをお願いします。5目災害対策費では、12節委託料で、防災行政無線の保守点検業務委託料、17節備品購入費で、災害対策用備品として、避難所用のテントやベッド・蓄電池などの購入代が主な支出となっております。ページの一番下でございます。

9款教育費、予算現額7億4,352万4,000円に対し、支出済額は6億4,328万207円、継続費通次繰越額5,106万9,000円を差し引きまして、不用額は4,917万4,793円となっております。次のページをお願いします。1項教育総務費、2目事務局費では、10節需用費の施設等修繕料が主な支出で、中学校、武道館の屋根瓦や東小学校グラウンドのフェンス・幼稚園の遊具及び築山等の修繕によるものです。次のページをお願いします。2項小学校費、2目東小学校管理費でございます。次のページをお願いします。10節需用費の施設等修繕料で、管理棟屋上の雨漏りやプール建屋塗装などの修繕及び17節備品購入費で、放送設備機器や牛乳保冷庫の購入代が主な支出となっております。次のページをお願いします。4目西小学校管理費では、13節使用料及び賃借料で、電算システム使賃料として、パソコン教室用機器のリース料及び17節備品購入費で、音楽室空調機や校長室応接セットなどの購入代が主な支出となっております。次のページをお願いします。6目南小学校管理費では、10節需用費の消耗品費で、国庫補助により学校における感染症対策支援事業としまして、手指消毒用アルコールやアクリルパーティションなどを購入したものが臨時的な支出となっております。次のページをお願いします。ページの下段の方になりますが、3項の中学校費、1目学校管理費でございます。

144ページをお願いします。

14節工事請負費で、少人数教室へのエアコン設置に係る工事代が臨時的な支出となっております。4項幼稚園費、1目幼稚園共通費では、次のページをお願いします。17節備品購入費で、東・西・南の3幼稚園に、すべり台等の大型遊具及びAEDを購入したものが臨時的な支出となっております。152ページをお願いします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費では、18節負担金補助及び交付金で、昨年3月末に板野西部青少年補導センター組合が解散をし、組合負担金が不要となったことで前年度より約820万円の減額となりました。

なお、22節の償還金利子及び割引料では、補導センター組合の前年度余剰金の精算後の残金につきまして、板野・上板2町で案分をし、上板町分を配分金として支出をしたものでございます。2目公民館費では、次のページをお願いします。14節工事請負費で、中央公民館屋上の防水工事代が臨時的な支出となっております。

158ページをお願いします。

6目町民ふれあいプラザ費では、14節工事請負費で、昨年度からの繰越事業としまして、エアコン設置に係る工事代が臨時的な支出となっております。7目歴史文化公園費では、次のページをお願いします。14節工事請負費で、令和5年度までの継続事業である文化の館空調設備の更新に係る工事代の前払金を支払ったものが臨時的な支出でございます。次のページをお願いします。6項保健体育費、1目保健体育総務費では、18節負担金補助及び交付金で、備考欄の一番下となりますが、昨年、本町で開催をされました全国高校総体のサッカー競技を運営しました板野町実行委員会に対する運営負担金が臨時的な支出となっております。

166ページをお願いします。

3目学校給食費では、10節需用費で、賄材料代及び電気・水道など給食センターの光熱水費と、12節委託料、備考欄の中ほどになりますが、調理等業務委託料が主な支出となっております。

ページの一番下でございます。10款災害復旧費、予算現額4,000円に対し支出はなく、全額不用となっております。次のページをお願いします。

11款公債費、1項同じでございます。予算現額5億4,696万5,000円に対し、支出済額は5億4,164万2,462円、不用額は532万2,538円でございます。1目元金では、通常の償還金のほか町債残高の縮減及び実質公債費比率の引下げを図り、交付税措置のない町債につきまして繰上償還を、また、3目公債諸費では、繰上償還した返済期日未到来の町債に係る利子相当額を補償金として支出をしたものが臨時的な支出となっております。

なお、利率見直し方式で借り入れた町債について、年度途中の利率の見直しがあり、1目元金に予算の不足が生じたため、2目の利子より58万9,000円の流用をさせていただきました。

12款諸支出金、予算現額11億3,161万9,000円に対し、支出済額は11億80万3,066円、不用額は3,081万5,934円でございます。1項特別会計費、1目特別会計繰出

金では、国民健康保険特別会計ほか5会計への繰出金でございます。備考欄の三つ目の水道事業会計繰出金3,500万円につきましては、昨年度に引き続き、コロナ禍における経済支援策として、水道使用料2か月分を免除したことによる減収分に対し、国の臨時交付金を活用し、補填をしたものでございます。次のページをお願いします。2項基金費、1目同じでは、財政調整基金・減債基金など全11基金への積立てをさせていただいております。

13款予備費、1項1目同じでございます。予算現額3,050万5,000円に対し支出はなく、全額不用となっております。なお、1款議会費でも、御説明を申し上げましたとおり70万円を議会費に対し、充当をしております。

以上、歳出合計といたしまして、当初予算で55億5,600万円を計上しておりましたが、補正で9億3,605万7,000円の増額をお認めいただき、前年度からの繰越額2億6,035万9,000円を加えさせていただき、予算現額67億5,241万6,000円に対し、支出済額は62億3,106万9,714円、翌年度への継続費通次繰越額5,106万9,000円及び繰越明許費繰越額4,899万5,000円を差し引きまして、不用額は4億2,128万2,286円となっております。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。次のページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は65億6,124万5,382円、歳出総額は62億3,106万9,714円、歳入歳出差引額は3億3,017万5,668円で、翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費通次繰越額3,146万9,000円及び繰越明許費繰越額2,729万7,000円、計5,876万6,000円を差し引きまして、実質収支額は2億7,140万9,668円となっております。

最後となりますが、財産に関する調書につきましては、決算書の331ページ以降に掲載をさせていただきましたので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御認定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（水口昭彦君） 1点だけ。

○議長（犬伏博昭君） はい、水口議員。

○4番（水口昭彦君） 小休で。

○議長（犬伏博昭君） 小休します。

午後1時40分 小休

~~~~~

午後1時42分 再開

○議長（犬伏博昭君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第8、議案第4号、令和4年度板野町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第4号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

決算書の175ページをお願いいたします。

議案第4号、令和4年度板野町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

板野町特別会計国民健康保険歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見を附し、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めます。

令和5年9月1日提出でございます。

次のページの報告書及び審査意見書につきましては、お目通しをお願いいたします。

188ページをお願いいたします。歳入から御説明を申し上げます。

1款国民健康保険税、1項同じでございます。予算現額3億1,836万7,000円に対しまして、調定額は3億4,594万5,180円、収入済額は3億1,185万5,479円、対前年比8.9%の減でございます。不納欠損額は195万5,704円、収入未済額は3,213万3,997円でございます。1目一般被保険者国民健康保険税では3億1,182万9,080円の収入となっております。収納率は、現年度分につきましては96.64%で、0.38ポイントの減となっております。190ページをお願いいたします。

6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金といたしまして11億19万6,416円となっております。前年度より7.4%の減となっております。令和3年度に比べ被保険者数の減に伴い、医療給付費も減少したため、振替処理を行う普通交付金も減少したものでございます。令和5年3月末での被保険者数は2,949人で5%の減となっております。次のページをお願いいたします。2節の特別交付金といたしまして4,771万7,000円の収入となっております。特別調整交付金分の2,705万5,000円については、結核・精神分の算定について、令和4年度より国保連合会を通じて共同委託し、令和3年度分の調整額も加え、2,

073万3,000円の増となっております。

また、県繰入金の624万9,000円については、保険税の激変緩和措置がなかったため、前年度に比べ947万円の減となっております。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして1億7,293万1,293円を一般会計から繰入れいただいております。1節の保険基盤安定繰入金（税軽減分）として7,282万9,200円、2節（保険者支援分）では3,560万4,479円、税の軽減者数に応じて交付をいただいております。被保険者数の減により、それぞれ2.2%、3.6%の減となっております。3節未就学児均等割保険料繰入金の80万3,002円につきましては、令和4年度から未就学児の均等割保険料の半額が免除となり、減額された額の2分の1を国、残り4分の1ずつを県と町で負担するものでございます。次のページをお願いいたします。

11款繰越金、1項同じ、2目その他繰越金といたしまして、令和3年度からの繰越金が2,849万8,426円となっております。次のページをお願いいたします。

12款諸収入、4項雑入、5目一般被保険者等第三者納付金として1,616万7,762円の収入となっております。交通事故による自賠責保険等からの収入でございます。

次のページをお願いいたします。

以上、歳入合計といたしまして、当初予算額18億5,840万6,000円を計上してありますが、補正で1,866万3,000円の増額をお認めいただき、予算現額18億7,706万9,000円に対しまして、調定額は17億1,390万5,096円、収入済額が16億7,981万5,395円で、195万5,704円の不納欠損処理をさせていただき、収入未済額は3,213万3,997円となっております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。200ページをお願いいたします。

1款総務費、予算現額4,037万2,000円に対しまして3,843万1,119円の支出となっております。職員の人件費及び事務費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費といたしまして、予算現額13億2,027万2,000円に対しまして11億1,932万8,407円の支出となっております。前年度より約7,400万円、減少しております。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、前年度より約5,600万円の減となっております。次のページをお願いいたします。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では、前年度より1,570万円の減となっております。次のページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金といたしましては4億7,388万1,720円となっております。次のページをお願いいたします。

6款保健事業費では1,586万9,068円の支出となっております。保健事業に係る人件費及び特定健康診査の委託料が主なものでございます。

214ページをお願いいたします。

以上、歳出合計といたしまして、当初予算額18億5,840万6,000円に補正で1,866万3,000円の増額をお認めいただき、予算現額18億7,706万9,000円に対しまして、支出済額は16億4,924万7,049円、不用額は2億2,782万1,951円となっております。以上で、歳出の説明とさせていただきます。

216ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16億7,981万5,395円、歳出総額16億4,924万7,049円、歳入歳出差引額3,056万8,346円、実質収支額も同額となっております。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第9、議案第5号、令和4年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。岡田人権コミュニティ課長。

[人権コミュニティ課長（岡田 加代子君）登壇]

○人権コミュニティ課長（岡田 加代子君） 議案第5号が議題となりましたので、御説明申し上げます。決算書の217ページをお願いいたします。

議案第5号、令和4年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見を附し、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めます。

令和5年9月1日提出でございます。

次のページの報告書・審査意見書は、お目通しをお願いいたします。

226ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書の歳入から御説明申し上げます。

1款県支出金、1項同じ、1目土木費県補助金では、償還に係る住宅新築資金等貸付助成事業補助金として、予算現額・調定額・収入済額いずれも同額の25万5,000円でございます。

2款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入では、過年度分として、予算現額1,200万円に対し、調定額2億1,644万2,578円、収入済額1,334万1

03円、収入未済額は2億310万2,475円となっております。収入済額は、前年度より112万7,190円の増でございます。

3款繰越金、1項1目同じでございます。予算現額33万5,000円に対し、調定額・収入済額、同額の33万5,682円でございます。

以上、歳入合計といたしまして、当初予算額352万2,000円を計上し907万円の増額補正をお認めいただき、予算現額1,259万2,000円に対し、調定額2億1,703万3,352円、収入済額1,393万877円、収入未済額2億310万2,475円でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

228ページをお願いいたします。

1款貸付事業費、1項1目同じでございます。予算現額34万2,000円に対し、支出済額33万8,193円、不用額3,807円となっております。12節委託料の電算システム委託料が主な支出でございます。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金は、予算現額・支出済額いずれも同額の1,215万円でございます。

以上、歳出合計といたしまして、当初予算額352万2,000円を計上し907万円の増額補正をお認めいただき、予算現額1,259万2,000円に対し、支出済額は1,248万8,193円、不用額は10万3,807円でございます。

230ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,393万877円に対し、歳出総額1,248万8,193円、歳入歳出差引額は144万2,684円となっており、実質収支額も同額でございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） ここで10分間、休憩をします。

午後1時57分 休憩

~~~~~

午後2時09分 再開

○議長（犬伏博昭君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第10、議案第6号、令和4年度板野町奨学金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。井内教育次長。

[教育委員会次長（井内幸美君）登壇]

○教育委員会次長（井内幸美君） 議案第6号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

決算書の231ページをお願いいたします。

議案第6号、令和4年度板野町奨学金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について。

板野町奨学金貸与事業特別会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見を附し、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めます。

~~~~~

○9番（西川 有君）午後2時10分 退席

~~~~~

令和5年9月1日提出でございます。

次のページの報告書・審査意見書につきましては、お目通しをお願いいたします。

240ページをお願いいたします。

令和4年度板野町奨学金貸与事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

最初に、歳入から御説明申し上げます。

1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、当初予算額602万4,000円に対しまして、補正予算で311万円を減額させていただき、予算現額291万4,000円となり、調定額・収入済額ともに291万3,000円でございます。

2款諸収入、1項貸付金元利収入、1目奨学金貸付金元利収入、当初予算額150万円に対しまして、補正予算で57万4,000円を減額させていただき、予算現額92万6,000円となり、調定額92万6,100円、収入済額74万5,100円、収入未済額は18万1,000円でございます。

歳入合計といたしまして、当初予算額752万4,000円に対しまして、補正予算で360万8,000円を減額させていただき、予算現額391万6,000円となり、調定額391万5,400円、収入済額373万4,400円でございます。

242ページをお願いいたします。歳出を御説明申し上げます。

1款貸付事業費、1項1目同じでございます。当初予算額602万3,000円に対しまして、補正予算で311万円を減額させていただき、予算現額・支出済額ともに291万3,000円でございます。主な内訳といたしまして、貸付金の当初予算におきまして、高校生9名・大学生15

名と予定しておりましたが、令和4年度実績といたしまして、高校生6人・大学生8人で行いました。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、当初予算額150万円に対しまして、補正予算で49万7,000円を減額させていただき、予算現額100万3,000円となり、支出済額82万1,400円でございます。

3款予備費、1項1目同じで、予備費の支出はございませんでした。

歳出合計といたしまして、当初予算額752万4,000円に対しまして、補正予算で360万8,000円を減額させていただき、予算現額391万6,000円となり、支出済額373万4,400円でございます。

244ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額・歳出総額ともに373万4,400円でございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第11、議案第7号、令和4年度板野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第7号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

決算書の245ページをお願いいたします。

議案第7号、令和4年度板野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

板野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見を附し、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めます。

令和5年9月1日提出でございます。

次のページの報告書及び審査意見書につきましては、お目通しをお願いいたします。

254ページをお願いいたします。歳入から御説明を申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項同じでございます。予算現額1 億3, 930 万6, 000 円に  
対しまして、調定額1 億3, 681 万8, 760 円、収入済額は1 億3, 604 万9, 900 円、  
対前年比5%の増でございます。不納欠損額は12 万5, 000 円、収入未済額は64 万3, 86  
0 円となっております。1 目特別徴収保険料では8, 655 万7, 800 円の収入となっております。  
2 目普通徴収保険料では4, 949 万2, 100 円の収入となっております。普通徴収現年度  
分の収納率は98. 76%で、前年比1. 65ポイントの増でございます。

~~~~~

○9 番（西川 有君）午後2 時17 分 入席

~~~~~

なお、令和5 年3 月31 日現在の被保険者数は2, 182 人で、前年度より66 人の増となっ  
ております。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、予算現額5, 889 万円に対しまし  
て、収入済額5, 546 万2, 125 円で、前年比6. 2%の増となっております。事務費及び保  
険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金の一般会計からの繰入金でございます。

256 ページをお願いいたします。

4 款諸収入、4 項雑入、1 目同じでは50 万9, 604 円の収入となっております。これは、窓  
口での2割負担が導入されたため、新たな保険証の郵送代として、広域連合から交付を受けたもの  
でございます。

以上、歳入合計といたしまして、当初予算額1 億9, 884 万7, 000 円、補正予算として7  
5 万円の増額をお認めいただき、予算現額1 億9, 959 万7, 000 円に対しまして、調定額は  
1 億9, 363 万8, 628 円、収入済額は1 億9, 286 万9, 768 円で12 万5, 000 円  
の不納欠損処理をさせていただき、収入未済額は64 万3, 860 円となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

258 ページをお願いいたします。

1 款総務費では、予算現額260 万5, 000 円に対しまして244 万151 円の支出となっ  
ております。前年度より110 万円増額となっておりますが、制度改正により、窓口負担の2割負担  
が導入されたことによる保険証の郵送料とシステム端末の増設に伴う回線工事の委託料が発生した  
ことが主な要因となっております。

2 款納付金、1 項同じ、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では1 億8, 868 万2, 618 円  
の支出となっております。被保険者の増に伴い、保険料も増加したため4. 3%の増となっ  
ております。260 ページをお願いいたします。

以上、歳出合計といたしまして、当初予算額1 億9, 884 万7, 000 円、補正予算として7  
5 万円の増額補正をお認めいただき、予算現額1 億9, 959 万7, 000 円に対しまして、支出  
済額は1 億9, 121 万1, 869 円、不用額は838 万5, 131 円となっております。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

262ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億9,286万9,768円に対しまして、歳出総額は1億9,121万1,869円、歳入歳出差引額は165万7,899円、実質収支額も同額となっております。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第12、議案第8号、令和4年度板野町介護保険（保険事業）特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 議案第8号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

決算書の263ページをお願いいたします。

議案第8号、令和4年度板野町介護保険（保険事業）特別会計歳入歳出決算認定について。

板野町介護保険（保険事業）特別会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見を附し、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和5年9月1日提出でございます。

次のページの報告書及び審査意見書につきましては、お目通しをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。274ページをお願いいたします。

1款保険料、1項介護保険料では、予算現額2億7,245万円に対しまして、調定額は2億7,705万6,570円、収入済額は2億7,548万3,180円、対前年比0.3%の減でございます。不納欠損額70万1,580円を計上し、収入未済額87万1,810円でございます。収入の内訳といたしまして、1節現年度分特別徴収保険料といたしまして2億4,953万4,040円、2節現年度分普通徴収保険料といたしまして2,460万9,680円の収入となっております。現年度分の収納率は99.7%となっております。

続きまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金といたしまして3億1,

444万9,190円の収入で、前年度より17.4%増となっておりますが、今年度、返還予定の金額5,760万円が含まれています。

また、3款国庫支出金、2項国庫補助金といたしまして8,182万円の収入となっております。276ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項同じ、1目介護給付費交付金では3億6,116万3,000円の収入となっております。前年度より2%減となっております。

続きまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金といたしましては2億3,215万1,854円の収入で、前年度と比較しまして18.6%増となっておりますが、こちらも今年度、返還予定の金額4,219万円が含まれています。

続きまして、7款の繰入金、1項一般会計繰入金といたしましては、1目介護給付費繰入金で1億6,998万8,219円の収入となっております。

278ページをお願いいたします。

7款繰入金の2目その他一般会計繰入金といたしまして4,681万3,024円、3目低所得者保険料軽減繰入金は2,173万675円の繰入金を頂いております。前年度から3.1%減少しております。準備基金からの繰入れ、第三者求償は、令和4年度は発生していません。

280ページをお願いいたします。

9款の繰越金、1項1目同じでは、前年度からの繰越金1,734万1,715円が繰り越され、歳入合計といたしまして、当初予算額14億1,271万1,000円、補正予算として8,646万2,000円をお認めいただき、予算現額14億9,917万3,000円に対しまして、調定額15億2,260万3,369円、収入済額は15億2,102万9,979円で、不納欠損額70万1,580円、収入未済額が87万1,810円となっております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。282ページをお願いいたします。

1款総務費でございます。予算現額5,253万2,000円に対しまして4,665万3,277円の支出となっております。前年度から4.2%減となっております。3項介護認定審査会費につきましては1,960万4,239円で、前年度から1.6%減少しています。

284ページをお願いいたします。

2款保険給付費でございますが、予算現額13億5,234万円に対しまして12億9,835万4,048円の支出となっております。前年度より0.6%ですが、減少しております。主なものといたしまして1項介護サービス費の1目居宅介護サービス給付費が7億7,950万1,772円、前年度から0.3%減、2目施設介護サービス給付費が3億4,580万6,256円で、前年度から0.3%の増となっております。

286ページをお願いいたします。

2款保険給付費の2項介護予防サービス費では3,344万6,036円、前年度より14.9%減少しています。3項の高額介護サービス費、1目同じでは3,145万2,234円の支出で、

前年度から3.3%減少しています。4項の高額医療合算介護サービス費、1目同じでは424万7,930円の支出、前年度から9.7%減、5項特定入所者介護サービス費、1目同じでは3,270万3,734円、前年度から12.1%の減となっております。

288ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費では、1項包括的支援事業・任意事業費で、主に人件費で2,022万8,140円、前年度から14.6%減少しています。

290ページをお願いいたします。

2項介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援認定の方への訪問介護サービス等で2,629万3,235円、前年度から16.4%減少しています。

一番下になります、5款の基金積立金ですが292ページをお願いいたします。

1項同じ、1目介護給付費準備基金費として54万7,827円、準備基金として積立てを行っています。

7款諸支出金では、1項償還金及び還付加算金の2目償還金として1,794万2,250円、国・県診療報酬支払基金への過年度精算金として支出を行っています。

以上、歳出合計といたしまして、当初予算額14億1,271万1,000円に補正で8,646万2,000円の増額をお認めいただき、予算現額14億9,917万3,000円に対しまして、支出済額は14億1,444万1,337円、不用額は8,473万1,663円となっております。294ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額15億2,102万9,979円、歳出総額14億1,444万1,337円、歳入歳出差引額1億658万8,642円、実質収支額も同額となっております。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第13、議案第9号、令和4年度板野町介護保険（介護サービス事業）特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 議案第9号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

決算書の295ページをお願いいたします。

議案第9号、令和4年度板野町介護保険（介護サービス事業）特別会計歳入歳出決算認定について。

板野町介護保険（介護サービス事業）特別会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見を附し、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和5年9月1日提出でございます。

次のページの報告書及び審査意見書につきましては、お目通しをお願いいたします。

歳入から御説明を申し上げます。304ページをお願いいたします。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入では、予算現額700万2,000円に対しまして、調定額580万7,090円、調定額どおりの収入でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして120万円の繰入れを頂いております。

3款繰越金、1項1目同じでは295万4,653円、前年度からの繰越しがされております。

以上、歳入合計といたしまして、当初予算額820万3,000円、補正予算として295万3,000円の増額補正をお認めいただき、予算現額1,115万6,000円に対しまして、調定額は996万1,743円、調定額どおりの収入済額となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。306ページをお願いいたします。

1款のサービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目同じでは、予算現額769万8,000円に対しまして579万9,584円の支出となっております。介護予防支援業務委託料386万600円が主な支出でございます。

以上、歳出合計といたしまして、当初予算額820万3,000円、補正予算で295万3,000円の増額補正をお認めいただき、予算現額1,115万6,000円に対しまして、支出済額は579万9,584円、不用額は535万6,416円となっております。

308ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額996万1,743円に対しまして、歳出総額は579万9,584円、歳入歳出差引額は416万2,159円、実質収支額も同額となっております。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、明日12日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、提出議案に対する審議を行います。ありがとうございました。

午後2時36分 散会